

国民年金だよ



第3号記録不整合の特例追納申込みでお知らせが送付されています

第3号被保険者の不整合問題への対応として、今年4月から3年間を有効期限とした特例追納が始まります。

第3号被保険者とは、会社員や公務員に扶養されている配偶者で、この間は保険料を納める必要がありません。ただし、退職をされた場合や、配偶者自身の年収が増えた場合については（第3号被保険者から第1号被保険者になった場合）保険料を納付する必要があります。この第1号被保険者の届出が2年以上遅れた場合、2年より前の保険料を納めることができないため、保険料の「未納期間」が

発生します。

「未納期間」は年金受給資格期間に入らないため、将来無年金になったり、年金が減ったりする可能性があります。この問題を解決するために今回の特例追納がはじまります。

特例追納の申込みは2月からです。2月中旬から、不整合期間が把握できた人に対し、特例追納に関するお知らせが日本年金機構から送付されます。

特例期間化の届出

未納期間となっている期間を特定するためには、まず「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出する必要があります。この手続きを行えば、申込んだ範囲内の未納期間は特定期間となり、年金の受給資格期間に算入できるようになります。

「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」には、基礎年金番号や本人氏名、生年月日などのほかに「時効消滅不整合期間（第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの届出が2年以上遅れてしまい時効により保険料が納められなかった期間）」の記入が必

要となります。「特例追納のお知らせ」の裏面にある「特定期間化が可能な期間」の欄を参考に記入してください。

特定期間の対象となる期間は昭和61年4月から平成25年6月までとなっています。

追納額について

特定期間の追納額については、当時の年金に一定の額を加算した金額になります。最大10年分の保険料を納めることができます。1か月分を特例追納することにより増額される年金額の目安は年額約1,638円（平成25年度）です。3年間の時限措置です。平成30年3月31日まで納めることができます。

付加保険料

付加保険料（1ヵ月400円）を納付できるのは第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）です。ただし、保険料の免除を受けている人および国民年金基金の加入員は付加保険料の納付はできないことになっています。

また、農業者年金加入者は強制的に付加保険料を支払うことになっています。農業者年金に新たに加入した場合は役場住民課年金窓口で手続きをしてください。

支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。
200円×付加保険料納付月数
したがって、40年間付加保険料を納付した場合、200円×480月＝9万6,000円が老齢基礎年金に加算され支給されることとなります。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34・2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166・72・5002

